



パットワールド® PATWORLD

有限会社 ウンピン・エンド・カンパニー 〒101-0045 東京都千代田区神田鍛冶町三丁目6番7号
ウンピン神田ビル8階 TEL:03-3254-0888(代) FAX:03-3254-0889

Vol. 24 2005年06月30日

オーストリア特許法の改正について

今般、特許付与の手續きに係る規定を大幅に改正した改正特許法が、2005年7月1日より施行されます。なお、改正内容は、係属中の特許及び特許出願にも適用されます。

改正特許法の詳細情報及び経過措置は未だ入手しておりませんが、主な改正点は下記のとおりです。

記

1. 出願公開制度の導入
出願日(優先権主張がある場合は優先日)から18ヶ月経過後に公開される。
2. 料金納付を含む期限の不履行があった出願に対する処理の促進
3. 特許付与後の異議申立手續きに係る規定の整備
特許の公告日から4ヶ月以内に当該特許に対し異議申立することができるが、その異議申立に係る費用は各当事者が負担することとなる。更に、審問は職権若しくは当事者の申立により行うことができるようになる。
4. 権利侵害訴訟に係る規定の大幅な改正
権利侵害の対象となる特許に対する異議申立は先ず裁判官がそれを考慮しなければならない。異議申立により特許庁が当該特許を無効とする決定を下すまでは、訴訟手續きは中断されることとなる。なお、侵害者による情報提供の義務は拡大されることとなる。

以上

(情報提供 : PUCHBERGER, BERGER & PARTNER)